

科学技術・学術政策研究所情報公開取扱要綱

平成13年4月1日
13科政研総第38号
一部改正 平成18年3月31日
18科政研総第33-3号
一部改正 平成28年3月31日
27科研総第343号
一部改正 平成30年11月1日
30科研総第167号

(趣旨)

第1条 科学技術・学術政策研究所（以下「本研究所」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについては、法令又は別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「行政文書」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する行政文書をいう。

2 この要綱において「部局等」とは、各課、室、科学技術予測センター、各研究グループ及び各調査研究グループをいう。

(受付)

第3条 本研究所が保有する行政文書について、開示請求があった場合は、科学技術・学術政策研究所総務課（以下「総務課」という。）において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 本研究所が保有する行政文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対し、文部科学省行政文書管理規則（平成23年4月1日 文部科学省・文化庁訓令第1号）第2条第3項に規定する行政文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、行政文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
- (2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第1号様式の行政文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- (3) 開示請求書を受領したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった行政文書を保有する部局等に送付するものとする。

(開示等の検討)

第4条 所長は、行政文書の開示、不開示（以下「開示等」という。）を検討するに当たって、当該行政文書を保有する部局等の長の意見を求めるとともに、必要に応じて科学技術・学術政策研究所情報公開委員会（以下「情報公開委員会」という。）に意見を求めるものとする。

(開示等の決定)

第5条 所長は、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をするものとする。

- 2 所長は、法第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙第4号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 3 所長は、法第11条の規定により開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、別紙第5号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 4 所長は、法第12条第1項の規定により事案を他の行政機関の長に移送するときは、別紙第6号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

- 5 所長は、法第13条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙第8号様式又は別紙第9号様式により当該第三者に通知しなければならない。
- 6 所長は、法第13条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙第11号様式により当該第三者に通知しなければならない。
- 7 所長は、開示等の決定をしたときは、別紙第2号様式、又は別紙第3号様式により当該開示申請者に通知しなければならない。

(開示の実施)

- 第6条 所長は、法第14条第2項の規定により行政文書の開示を受ける者から別紙第12号様式又は別紙第13号様式による開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第14条第4項の規定により開示を受ける者から別紙第14号様式による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。
- 2 前項の規定により開示を実施するときは、施行令第13条に規定する開示実施手数料を徴収するものとする。
 - 3 行政文書の開示は、原則として総務課において実施するものとする。ただし、行政文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により総務課まで出向くことができない場合には、当該行政文書を保有する部局等において実施できるものとする。
 - 4 開示を受ける者が行政文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、行政文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(開示実施手数料の減額等)

- 第7条 所長は、前条第2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、開示実施手数料を減額又は免除することができる。この場合、必要に応じて情報公開委員会の意見を求めるものとする。
- (1) 施行令第14条第2項の規定により開示を受ける者から別紙第15号様式により開示実施手数料の減額又は免除の申出があったとき
 - (2) 施行令第14条第4項の規定により開示決定に係る行政文書を一定の方法により一般に周知させることが適当であると認めるとき
- 2 所長は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、別紙第16号様式により当該開示を受ける者に通知しなければならない。

(雑則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、所長が別に定める。

- 附則 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
附則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
附則 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

行政文書開示請求書

年 月 日

科学技術・学術政策研究所長 殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒 TEL ()

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

2 求める開示の実施の方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他()
<実施の希望日>
イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	ここに収入印紙をはってください。	(受付印)
---------------------	------------------	-------

*この欄は記入しないでください。

担当部局等		
備考		

行政文書開示決定通知書

様

科学技術・学術政策研究所長 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する行政文書の名称
- 2 不開示とした部分とその理由

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、文部科学大臣に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

3 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額

- (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

* 担当部局等

行政文書不開示決定通知書

様

科学技術・学術政策研究所長 印

年 月 日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

2 不開示とした理由

* この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、文部科学大臣に対し審査請求（異議申立て）をすることができます。

* 担当部局等

開示決定等の期限の延長について（通知）

様

科学技術・学術政策研究所長 印

年 月 日付けの行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

* 担当部局等

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

様

科学技術・学術政策研究所長 印

年 月 日付けの行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称等
- 2 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 開示決定等をする期限
（ 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等をする予定です。）

月 日（ ）

* 担当部局等

殿

科学技術・学術政策研究所長 印

開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで開示請求のあった事案については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

開示請求に係る行政文書名	（ 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、 、 及び に 係る行政文書 ）
請求者名等	氏名： 住所： 電話番号
添付資料等名	（ ・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ ）
備考	

<連絡先>

文部科学省科学技術・学術政策研究所総務課

TEL : 03(3581)2391

FAX : 03(3503)3996

様

科学技術・学術政策研究所長 印

開示請求に係る事案の移送について(通知)

年 月 日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定により、通知します。

記

開示請求に係る行政文書名	（ 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、 、 及び に 係る行政文書
移送年月日	年 月 日
移送先の行政機関の長	行政機関の長 (連絡先) 担当部課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備考	1 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。 2 複数の行政機関の長に移送が行われた場合(自らも開示決定等を行う場合を含む。)には、開示実施手数料の300円の控除措置については、開示決定等が早く行われた行政文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取る旨を記載する。

〈連絡先〉 文部科学省科学技術・学術政策研究所総務課

TEL : 03(3581)2391 FAX : 03(3503)3996

行政文書の開示請求に関する意見について（照会）

様

科学技術・学術政策研究所長 印

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の行政文書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり、当該行政文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第13条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該行政文書を開示することにつき御意見があるときは、同封の「行政文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称
- 2 開示請求の年月日
- 3 上記行政文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先
- 5 意見書の提出期限

月 日（ ）

*担当部局等

行政文書の開示請求に関する意見について（照会）

様

科学技術・学術政策研究所長 印

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の行政文書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定による開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同法第13条第2項に基づき、御意見を伺いますので、当該行政文書を開示することについて御意見がある場合は、同封した「行政文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称
- 2 開示請求の年月日
- 3 法第13条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由
- 4 上記行政文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 5 意見書の提出先
- 6 意見書の提出期限

月 日（ ）

*担当部局等

行政文書の開示に関する意見書

科学技術・学術政策研究所長 殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

年 月 日付けで照会のあった下記の行政文書の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

- 1 照会のあった行政文書の名称
- 2 意見
 - (1) 上記行政文書の開示による支障（不利益）の有無
 - (2) 支障（不利益）の具体的内容

* 担当部局等

行政文書の開示決定について（通知）

殿

科学技術・学術政策研究所長 印

（あなた、貴社等）から 年 月 日付で「行政文書の開示に関する意見書」の提出がありました行政文書については、下記のとおり開示決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第13条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 開示決定した行政文書の名称
- 2 開示することとした理由
- 3 開示を実施する日

* 担当部局等

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文部科学大臣に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

行政文書の開示の実施方法等申出書

科学技術・学術政策研究所長殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

*日 付
文書番号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○を付してください。

*	行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
			1	①全部 ②一部 ()
			2	①全部 ②一部 ()
			3	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

4 「写しの送付」の希望の有無 $\left(\begin{array}{l} \text{有} : \quad : \text{同封する郵便切手の額} \quad \text{円} \\ \text{無} \end{array} \right)$

開示請求手数料 _____ 円	ここに収入印紙をはってください。	(受付印)
--------------------	------------------	-------

*担当部局等

行政文書の開示の実施方法等申出書

科学技術・学術政策研究所長 殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

行政文書開示決定通知書（ 年 月 日付け 科研総第 号）により通知のありました行政文書について、既報のとおり開示を受けるので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項及び同施行令第11条第2項の規定に基づき、申出をします。

○開示実施手数料

開示請求手数料 _____ 円	ここに収入印紙をはってください。	(受付印)
------------------------	------------------	-------

○ 写しの送付による場合：同封する郵便切手の額 円分

* 担当部局等

行政文書の更なる開示の申出書

科学技術・学術政策研究所長 殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第4項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 更なる開示を求める行政文書の名称
- 2 開示決定通知書の日付及び文書番号
(年 月 日付け 科政研総第 号)
- 3 最初に開示を受けた日
- 4 更なる開示の実施の方法等

(事務所における開示の実施を受ける場合、その希望日)

(写しの送付を希望する場合は、その旨)

* 行政文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

開示請求手数料 _____ 円	ここに収入印紙をはってください。	(受付印)
------------------------	------------------	-------

開示実施手数料の減額（免除）申請書

科学技術・学術政策研究所長 殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり、行政文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

記

1 開示決定のあった行政文書の名称等

（開示決定通知書の日付・番号： ）

2 減額（免除）を求める額

3 減額（免除）を求める理由

- ① 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。
- ② その他

- (注) ①又は②のいずれかに○印を付してください。
- ①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。
 - ②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

殿

科学技術・学術政策研究所長 印

年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料減額（免除）申請について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり、減額（免除）することとしましたので通知します。

記

1 対象となる行政文書の名称とその開示の実施方法

行政文書の名称：

開示の実施方法：

2 開示実施手数料を減額（免除）する額

開示実施手数料の減額（免除）決定について

殿

科学技術・学術政策研究所長 印

年 月 日付けの開示実施手数料の減額（免除）申請については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

記

1 対象となる行政文書と、その開示の実施方法

行政文書の名称：

開示の実施方法：

2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

3 減額（免除）が認められない理由等

（注1）

開示の実施を受ける場合には、上記2の開示実施手数料の追納が必要です。

（注2）

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）に基づき、この決定があったことを知った日から起算して60日以内に、文部科学大臣に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。